

電気料金種別定義書

【スマートタイムプラン】

株式会社 L o o o p

目次

| | |
|-----------------------------|---|
| 1. 実施期日 | 2 |
| 2. 定義 | 2 |
| 3. 季節区分、平日休日区分および時間帯区分..... | 2 |
| 4. 適用条件 | 3 |
| 5. 電気料金 | 4 |
| 6. 契約電流、契約容量の変更..... | 4 |
| 7. 本定義書の変更および廃止..... | 5 |
| 別表 | 6 |
| 1. 電気料金 | 6 |
| 2. 燃料費調整 | 6 |
| 4. 離島ユニバーサルサービス調整..... | 8 |

電気料金種別定義書【スマートタイムプラン】（以下、「本定義書」といいます。）は、当社の電気供給約款（以下、「電気供給約款」といいます。）に基づき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。本定義書は、離島（その区域内において自らが維持し運用する電線路が、自らが維持し運用する主要な電線路と電氣的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限ります。）を除いた日本全国に適用します。

なお、本定義書に定める料金および燃料費調整、離島ユニバーサルサービス調整における基準単価の金額はすべて消費税等相当額を含みます。

1. 実施期日

「本定義書」は、2022年9月1日より実施します。

2. 定義

(1) 本定義書において定義される言葉は、電気供給約款によるものとします。

3. 季節区分、平日休日区分および時間帯区分

(1) 季節区分は、次のとおりとします。

イ) 春季

毎年 3 月 1 日から 6 月 30 日までの期間をいいます。

ロ) 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

ハ) 秋季

毎年 10 月 1 日から 11 月 30 日までの期間をいいます。

ニ) 冬季

毎年 12 月 1 日から 2 月 28 日（閏年の場合は2月29日）までの期間をいいます。

(2) 平日休日区分は、次のとおりとします。

イ) 平日

ロにいう休日以外の日をいいます。

ロ) 休日

土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日をいいます。

(3) 時間帯区分は、次のとおりとします。

イ) スマートタイム

春季及び秋季における毎日午前10時から午後4時までの時間をいいます。

ロ) ピークタイム

夏季及び冬季における平日の毎日午前8時から午後6時までの時間をいいます。

ハ) リビングタイム

春季及び秋季における毎日午前6時から午前10時及び午後4時から午後10時まで、及び夏季及び冬季における平日の毎日午前6時から午前8時及び午後6時から午後10時まで、及び夏季及び冬季における休日の午前6時から午後10時までの時間をいいます。

ニ) ナイトタイム

通年で毎日午後10時から午前6時までの時間をいいます。

4. 適用条件

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、電灯または小型機器を使用する需要で、以下に該当するものに適用いたします。

| | |
|--------------------|---|
| 北海道、東北、東京、中部、北陸、九州 | 当社との契約時または、①設備変更の申出時の①契約電流が60アンペアであること、契約容量が6キロボルトアンペア以上であること、または、契約電力が3キロワット以上（この場合、1キロワットを1キロボルトアンペアとみなします）以上であり、かつ、②原則として50キロボルトアンペア未満であること。 |
| 関西、中国、四国 | 当社との契約時または、設備変更の申出時の①契約容量または、最大需要容量が6キロボルトアンペア以上、または、契約電力が3キロワット以上（この場合、1キロワットを1キロボルトアンペアとみなします）であり、かつ、②原則として50キロボルトアンペア未満であること。 |

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流、契約容量、契約電力

イ 契約電流は、60アンペアとし、お客さまの申出によって定めます。他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、契約電流は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の値を引き継ぐものとします。契約電流の値が不明である場合、計量器の最大容量を契約電流の値とします

ロ 契約容量は、契約主開閉器により定めることとし、契約主開閉器の定格電流に

もとづき、以下により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

【式】

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧 ボルト(ボルト)} \times \frac{1}{1000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。ただし、契約容量を契約主開閉器での算定によりがたい場合は、契約容量をお客さまと当社との協議によって定めます。

- ハ 他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、契約電流、契約容量または契約電力は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。契約電流、契約容量または契約電力の値が不明である場合、計量器の最大容量÷10を契約容量の値とします。
- ニ なお、当社又は一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

5. 電気料金

- (1) 料金は、最低月額料金と、使用電力量 1キロワット時につき契約種別ごとの従量料金単価を乗じた額とのうち、どちらか大きい額と、電気供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費等調整額の合計とします。なお、燃料費等調整額は、別表 3（燃料費調整）により算定された燃料費調整額と、別表 4（離島ユニバーサルサービス調整）により算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計とします。最低月額料金、電力量料金は、別表 1（電気料金）のとおりとします。
- (2) 割引特約が適用される場合、割引額を反映した料金を計算します。なお、複数の割引種別の適用条件を満たしている場合、それぞれの割引額の合算額を反映した料金を計算します。

6. 契約電流、契約容量の変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約電流または契約容量の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電流または契約容量にもとづく月額最低料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。
- (2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流または契約容量を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約電流または契約容量を変更することはできません。

- (3) 契約電流または契約容量の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款 2（電気供給約款の変更）(2)および(3)に準じます。

7. 本定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、電気供給約款 2（電気供給約款の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款2（電気供給約款の変更）(2)および(3)に準じます。

別表

1. 電気料金

最低月額料金、従量料金単価は、次のとおりとします。

| | 最低月額料金 | 従量料金単価 | | | |
|---------|-------------------|------------|--------|---------|--------|
| | 契約容量1キロボルトアンペアにつき | 1キロワット時につき | | | |
| | | スマートタイム | ピークタイム | リビングタイム | ナイトタイム |
| 北海道電力管内 | 0.00円 | 24.50円 | 44.50円 | 34.50円 | 27.50円 |
| 東北電力管内 | 0.00円 | 20.50円 | 40.50円 | 30.50円 | 23.50円 |
| 東京電力管内 | 0.00円 | 20.80円 | 40.80円 | 30.80円 | 23.80円 |
| 中部電力管内 | 0.00円 | 20.80円 | 40.80円 | 30.80円 | 22.80円 |
| 北陸電力管内 | 0.00円 | 18.00円 | 38.00円 | 28.00円 | 20.00円 |
| 関西電力管内 | 0.00円 | 18.00円 | 38.00円 | 28.00円 | 20.00円 |
| 中国電力管内 | 0.00円 | 19.00円 | 39.00円 | 29.00円 | 21.00円 |
| 四国電力管内 | 0.00円 | 19.80円 | 39.80円 | 29.80円 | 21.80円 |
| 九州電力管内 | 0.00円 | 16.40円 | 36.40円 | 26.40円 | 18.40円 |

2. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額

燃料費調整額は、毎月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を乗じて算定いたします。燃料費調整単価の算定期間及び対象となる燃料費調整額適用期間については、(3)に定義されます。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、一般社団法人日本卸電力取引のスポット市場における取引価格から算出される(イ)に基づき、毎月、以下の定義によって算出される(ロ)または(ハ)となります。

(イ) エリアプライス平均値

一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月1日から末日までの期間に係る、下表に記載する各電力エリアにおけるエリアプライスの平均値を指します。算出に用いた各エリアプライスはすべて税抜であり、小数点第3位を切り捨ていたします。

| 電力エリア | 対象となるエリアプライス（税抜） |
|---------|------------------|
| 北海道電力管内 | 北海道エリア エリアプライス |
| 東北電力管内 | 東北エリア エリアプライス |
| 東京電力管内 | 東京エリア エリアプライス |
| 中部電力管内 | 中部エリア エリアプライス |
| 北陸電力管内 | 北陸エリア エリアプライス |
| 関西電力管内 | 関西エリア エリアプライス |
| 中国電力管内 | 中国エリア エリアプライス |
| 四国電力管内 | 四国エリア エリアプライス |
| 九州電力管内 | 九州エリア エリアプライス |

(ロ) (還元) 燃料費調整単価

各電力エリアの対象となるエリアプライス平均値が7.00円未満の場合に、7.00円から各電力エリアのエリアプライス平均値を減じた単価に消費税等相当額(10%)を乗じたもの

(還元) 燃料費調整単価：(7.00-各電力エリアのエリアプライス平均値) × 1.1

(ハ) (請求) 燃料費調整単価

各電力エリアの対象となるエリアプライス平均値が13.00円超の場合に、各電力エリアのエリアプライス平均値から13.00円を減じた単価に消費税等相当額(10%)を乗じたもの

(請求) 燃料費調整単価：(各電力エリアのエリアプライス平均値-13.00) × 1.1

(3) 燃料費調整単価算定期間、燃料費調整額適用期間

毎月、以下(A)に定義する燃料費調整単価算定期間における各電力エリアのエリアプライス平均値に基づき算出された燃料費調整単価を、以下(B)に定義する燃料費調整額適用期間の使用電力量に適用いたします。

| | |
|-----------------|----------------|
| (A) 燃料費調整単価算定期間 | (B) 燃料費調整額適用期間 |
|-----------------|----------------|

| | |
|--------------------|-----------------------------|
| 毎年1月1日～1月末日までの期間 | その年の3月の検針日から4月の検針日前日までの期間 |
| 毎年2月1日～2月末日までの期間 | その年の4月の検針日から5月の検針日前日までの期間 |
| 毎年3月1日～3月末日までの期間 | その年の5月の検針日から6月の検針日前日までの期間 |
| 毎年4月1日～4月末日までの期間 | その年の6月の検針日から7月の検針日前日までの期間 |
| 毎年5月1日～5月末日までの期間 | その年の7月の検針日から8月の検針日前日までの期間 |
| 毎年6月1日～6月末日までの期間 | その年の8月の検針日から9月の検針日前日までの期間 |
| 毎年7月1日～7月末日までの期間 | その年の9月の検針日から10月の検針日前日までの期間 |
| 毎年8月1日～8月末日までの期間 | その年の10月の検針日から11月の検針日前日までの期間 |
| 毎年9月1日～9月末日までの期間 | その年の11月の検針日から12月の検針日前日までの期間 |
| 毎年10月1日～10月末日までの期間 | その年の12月の検針日から1月の検針日前日までの期間 |
| 毎年11月1日～11月末日までの期間 | 翌年の1月の検針日から2月の検針日前日までの期間 |
| 毎年12月1日～12月末日までの期間 | 翌年の2月の検針日から3月の検針日前日までの期間 |

4. 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、および γ は、次のとおりとします。

| | α | β | γ |
|-------------|----------|---------|----------|
| 北海道電力 | - | - | - |
| 東北電力 | - | - | - |
| 東京電力パワーグリッド | - | - | - |
| 中部電力 | - | - | - |
| 北陸電力 | - | - | - |
| 関西電力 | - | - | - |
| 中国電力 | - | - | - |
| 四国電力 | - | - | - |
| 九州電力 | 1.0000 | - | - |

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が(ハ) 上限価格以下の場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が(ハ) 上限価格を上回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{上限価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 離島基準燃料価格、上限価格は以下のとおりとします。

| | 離島基準燃料価格 | 上限価格 |
|---------|----------|----------|
| 北海道電力管内 | - | - |
| 東北電力管内 | - | - |
| 東京電力管内 | - | - |
| 中部電力管内 | - | - |
| 北陸電力管内 | - | - |
| 関西電力管内 | - | - |
| 中国電力管内 | - | - |
| 四国電力管内 | - | - |
| 九州電力管内 | 52,500 円 | 78,800 円 |

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

| 離島平均燃料価格算定期間 | 離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間 |
|-------------------------------|------------------------------------|
| 毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間 | その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間 | その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間 | その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間 | その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間 | その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間 | その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 7 月 1 日から | その年の 11 月の検針日から |

| | |
|---|--------------------------------|
| 9月30日までの期間 | 12月の検針日前日までの期間 |
| 毎年8月1日から 10月31日までの期間 | その年の12月の検針日から 6月の検針日前日までの期間 |
| 毎年9月1日から 11月30日までの期間 | その年の1月の検針日から 2月の検針日前日までの期間 |
| 毎年10月1日から 12月31日までの期間 | その年の2月の検針日から 3月の検針日前日までの期間 |
| 毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間 | その年の3月の検針日から 4月の検針日前日までの期間 |
| 毎年12月1日から 翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、 翌年の2月29日までの期間) | その年の4月の検針日から 5月の検針日前日までの期間 |

二 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

| | | |
|---------|------------|----|
| 北海道電力管内 | 1キロワット時につき | - |
| 東北電力管内 | 1キロワット時につき | - |
| 東京電力管内 | 1キロワット時につき | - |
| 中部電力管内 | 1キロワット時につき | - |
| 北陸電力管内 | 1キロワット時につき | - |
| 関西電力管内 | 1キロワット時につき | - |
| 中国電力管内 | 1キロワット時につき | - |
| 四国電力管内 | 1キロワット時につき | - |
| 九州電力管内 | 1キロワット時につき | 3厘 |